

平 19.8.3
企画 13-2
調査 11-2

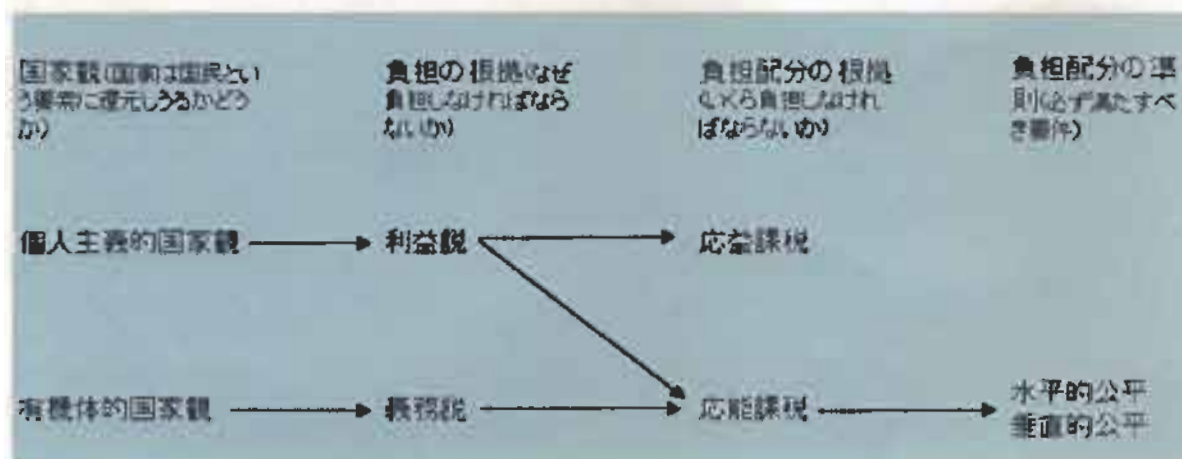
地方税改革の課題

— 税收格差問題を中心に —

関西学院大学 小西砂千夫

1. いわゆる地方税原則について

- 地方自治体は中央政府と比較すると入退出の自由度の高いオープン・システムであり、地域社会の共同体的人間関係が重視される側面がある
- 伝統的な地方税原則は、①応益性(もっとも、国税は応能性・地方税は応益性という棲み分けには異論も多い)、②安定性、③普遍性(空間的な税源の偏在がない)、④負担分任(すべての住民が負担することであり、応益性との関係が強い)、⑤自主性の原則(課税自主権の尊重と税率決定の自主性確保)、⑥地域性(負担が地域外に転嫁されない)など
- 地方税原則にもっとも適う税目を特定することは、現実的には難しい。住民税・均等割、固定資産税などは比較的近いと考えられるが、それだけで地方税としての所要額を確保できるわけではなく、個人住民税の税率化のフラット化など、できるだけ地方税の原則に近いと思われる姿を求めていくこととなる。事業税の外形標準化(付加価値税化)や、地方消費税のウェイトを高めることは、地方税原則に適う方向であると考えられる
- わが国では、地方自治体に対する事務配分が国際的に見ても大きいことから、地方財源は大きくせざるを得ず、法人関係税などのウェイトが歴史的に見て高いなどの経緯をたどっている



- 地方税の原則を、負担配分の根拠ではなく、負担の根拠の観点で見れば、利益説に則ったものとなり、そのときには、応益課税と応能課税のどちらもが許容できることとなる。

2. 国の財政と地方財政の違い

- 国の財政では、どの分野にどのような公共支出を行うかと、それに伴って必要な歳入をどのような税目で確保するかは同時決定
- 地方財政では、国が地方に事務配分を行い、それにふさわしい財源を賦与するという形を取る(4枚目・5枚目)
- わが国の制度では、まず地方財政計画で総額を確保される。それに対して、個別団体では地方税源が賦与され、地方財政計画で確保された財源を、主として地方交付税によって配分される(5枚目)
- 地方財政における財政収支の均衡は、したがって、①地方財政計画(マクロ)、②個別団体(ミクロ)における歳出と歳入のバランスである。「出ずるを量って入るを制す」という考え方からすれば、①の調整項目は地方交付税の法定率(6枚目)、②の調整項目は超過課税や法定外税ということになる
- 地方財政では、マクロで地方共有の財源である地方交付税や地方譲与税を持っていることから、そのように意識している・していないかにかかわらず、結果として財源を共有し相互扶助の関係になっており、その意味では、地方交付税も地方譲与税も、広義では水平調整といってよい(7枚目)
- 地方財政計画の歳出規模の決定に対して、地方が事実上関与するようなあり方を取る場合には、法定率も収支均衡の調整項目に加えることも考えられる(8枚目)

- 国の財政：国民である納税者に対する受益と負担の関係
- 地方財政：ミクロである自治体と納税者との関係だけでなく、マクロである地方財政全体としての負担と歳出の二重の構造
- マクロとしての地方財政総体に意味があることは、自治体相互の関係に意味があるということでもある

地方財政の多重的構造

地方財政制度

地方への事務配分にふさわしい財源確保の観点で、地方財政計画(マクロ)における歳出規模を決定し、地方財政計画における収支バランスを図る(財政運営の論理=財源の確保と収支のバランス)

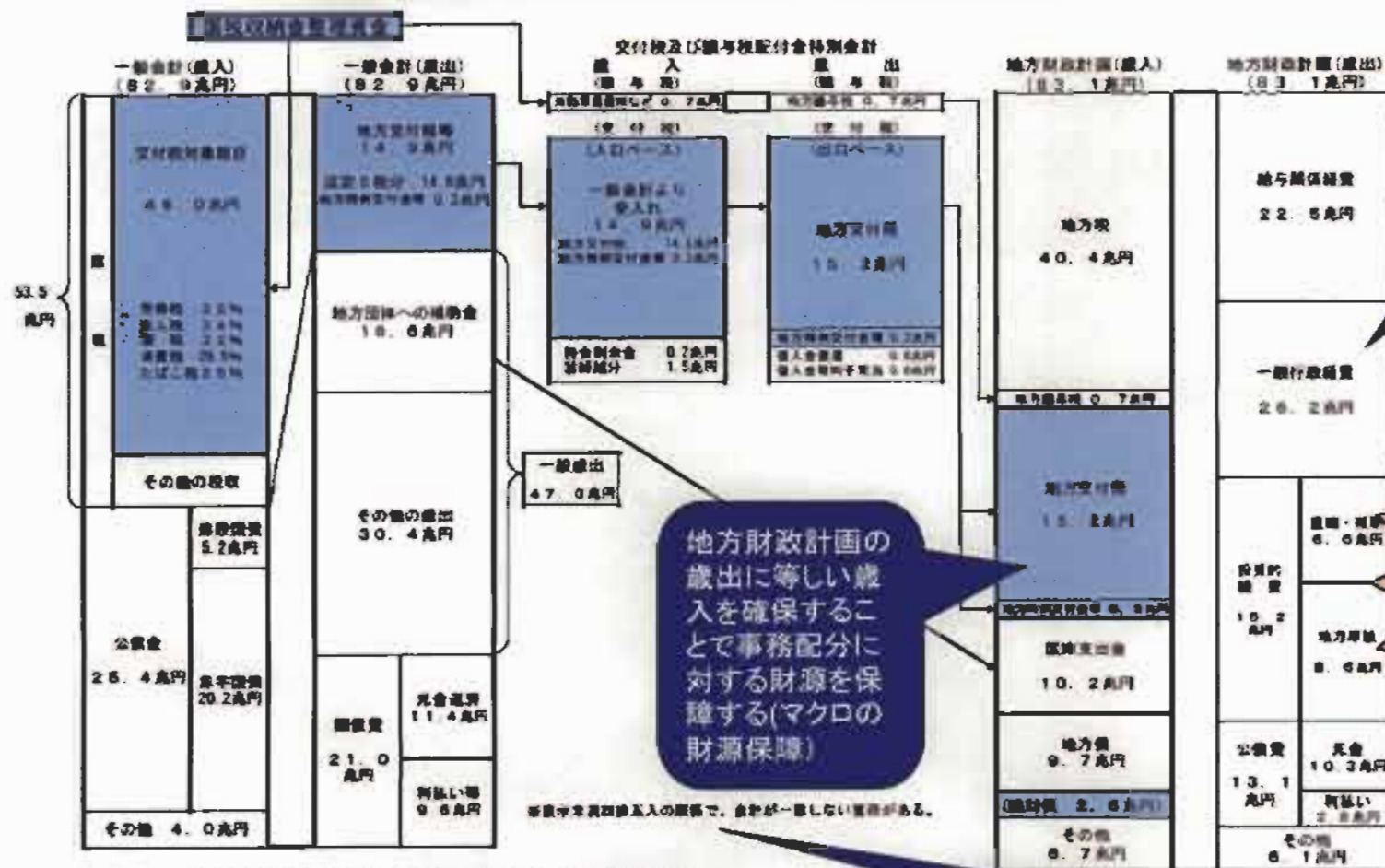
基準財政需要額の算定を通じて、個別団体における財政需要のあるべき姿に応じて最終的に地方交付税を通じて、個別団体(ミクロ)に財源を付与する(自治権の確保と統治の観点)

自治体財政

適切なサービスの提供
地方税や受益者負担等の徴収
起債と地方債の発行管理
財政収支の均衡、健全な財政運営
予算編成、決算の作成、財政情報の開示
総合計画の進行管理、行政評価

財政再建団体制度
(再生法制)・起債制限
自治体財政の健全性を担保する
ための国の関与

◎国の予算と地方財政計画との関係（平成19年度当初）



事務配分に対し、総額として所要財源を見積もり、地方財政計画の歳出とする

地方財政計画（マクロ）の規模と税負担のあり方について地方が自ら関与する方向性を高めていくべきではないか

地方財政計画の歳出に等しい歳入を確保することで事務配分に対する財源を保障する（マクロの財源保障）

地方財政計画の歳出・歳入から生じる交付税所要額と国税収入に法定率をかけた地方交付税財源とのギャップは、交付税法6条の3の趣旨によれば、法定率の引き上げ等で対応する原則

（『平成19年度地方交付税のあらまし』（地方交付税制度研究会）より）

2003年度：17.4兆円（通常収支13.4兆円、恒久的な減税分3.2兆円、先行減税分0.7兆円）
 2004年度：14.1兆円（通常収支10.2兆円、恒久的な減税分3.3兆円、先行減税分0.6兆円）
 2005年度：11.2兆円（通常収支7.5兆円、恒久的な減税分3.5兆円、先行減税分0.2兆円）
 2006年度：8.7兆円（通常収支5.7兆円、恒久的な減税分3.3兆円）
 2007年度：4.4兆円（地方財政対策ベース）
 財源不足が解消されてきた背景には、地方財政計画の歳出が2001年から07年度で6兆円以上も圧縮、その一方で、地方税収と国庫収入が増加したことがある

地方交付税の法定率に関する規定

(交付税の総額)

第6条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ100分の32、消費税の収入見込額の100分の24並びにたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(交付税の種類等)

第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第2項の額の100分の94に相当する額とする。

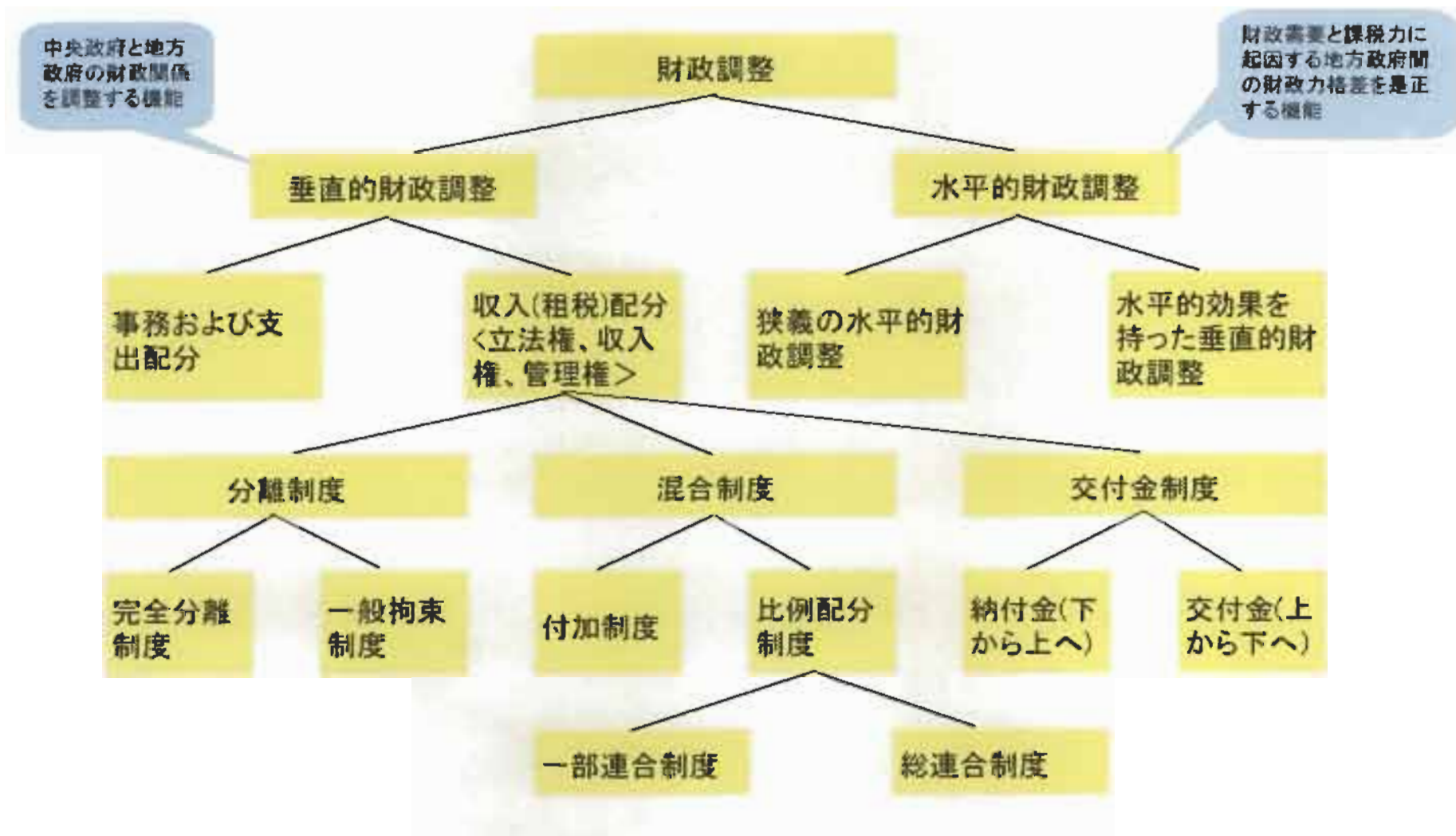
3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第2項の額の100分の6に相当する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第6条の3 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第10条第2項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

財政調整の概念



神野直彦・池上岳彦『地方交付税 何が問題か』（東洋経済新報社、2003年、230頁）から一部加工

地方6団体「新地方分権構想検討委員会」中間報告(2006年)より

